

一宮市職員監査措置請求書

一宮市長に対する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 請求の対象とする執行機関・職員

一宮市長

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

一宮市都市公園緑地課が発注した令和7年度の委託業務名「公緑委託第422号 北高井緑道ほか8緑道等除草清掃等管理業務委託」契約番号「5062000070」号、一宮市施設等維持管理業務委託契約（事実証明書①・以下「業務委託契約」という。）による委託料

(3) 違法または不当の理由

上記業務委託契約書中、一の宮井筋緑道に関する契約の明細書6頁には、委託工事種類として舗装通路の①草刈工（246㎡・3回/年）、芝生部の②芝刈工（14,250㎡・5回/年）、植樹帯の③除草工（6,750㎡・3回/年）の3種類が計上されている。

さらに、上記の3種類の工事の内訳明細として、①草刈工19号代価表（片掛式草刈り機カッター径255mm）②芝刈工20号代価表（ハンドガイド草刈り機刈幅77cm）③除草工21号代価表（手作業）が示されている。

ところが、現状において、一の宮井筋緑道には②芝刈工の対象となる芝生部分は芝生がほぼ消滅してしまっている。換言すれば、一の宮井筋緑道の供用開始が平成22年であり現在約15年が経過し、過去に芝生があった痕跡は散見されるが、現在、年5回も刈高を揃えメンテナンスしていく対象となるような綺麗な状態の芝生部分は存在せ

ずその代わりに雑草が繁茂し覆いつくされている。その原因としては、芝生を綺麗な状態にキープしておくための芝の張替え等の維持・メンテナンスが十分に実施されてこなかったため、芝生はほぼ消滅したと考えられる（事実証明書②令和7年5月10日付^{写真}~~動画~~）。

つまり、現地には芝生工の対象となる芝生がそもそも存在していない。かつて芝刈工の対象となっていたであろう現地には、ほぼ消滅した芝生の上に雑草が覆いかぶさるように繁茂しており、従って、その部分の委託工事種類としては「草刈工（3回/年）」とすべきであり、対象となる芝生が存在していないにも拘らず誤った「芝刈工（5回/年）」という工事種類の委託工事が契約・発注されている。

昨年（月日不詳）、公園緑地課の窓口において氏にこの件について質問したところ「芝刈工（ハンドガイド草刈り機刈幅77cm）となっても片掛式草刈り機に読み替えて作業を行っても問題はない（その理由は根拠についての説明がないのでわからない）」と口頭で回答があり、3月31日付けの市民メールに対する回答（事実証明書④3月31日付3月14日付市民メールの回答）においてもその根拠は説明なしに問題はないと結論付けられている。実際、私は10年間程悪天候時を除いて、ほぼ毎日、一の宮井筋緑道をウォーキングしており、草刈り作業にも時々遭遇するが、ハンドガイド式草刈り機を使用しての作業は見たことがなく、実際には片掛式草刈り機を使用して草刈工が実施されている。

そもそも、芝刈工は芝生を刈り高を揃える（特記仕様書では30ミリ以下）ことによって、高さの揃った健康で見た目も美しい緑の芝生

を維持していくために実施されるものであり、その為に芝生の生育期である7月～9月にかけて高さを揃える目的で実施されるもの（事実証明書②AI作成がした「芝生の手入れ」参照）で、一の宮井筋緑道においても、芝生が綺麗に生え揃っていた当初はその状態を維持・管理していくために5回/年の芝刈工が実施されてきたのだろう（委託契約書特記仕様書第3章第7条5項）。

さらに付言すれば、芝生部分には健康で見た目も美しい芝生を維持していくために、刈高をはじめ、施肥や除草（草取り）も特記仕様書に記載されている。しかし、実際は芝生部分がないので施肥や除草（草取り）をする必要がない（意味がないし出来ない）し、その作業実施報告・写真もないため施肥や除草は実施されていないと考えられる（同特記仕様書第3章第8条1・2項、同9条）。

上記のとおり、対象となる芝生がほぼ消滅している現況において工事種類として「芝刈工事」という種類の委託工事を発注することは誤りである。前年度以前も芝刈工の対象となる区域において、刈高を揃えるための芝刈工の代わりに、長年にわたり、実際は片掛式草刈り機を用いて草刈工（刈高を考慮せずに根こそぎ刈ってしまう）が実施されており、もはやそれがスタンダードになっており、昨年3月14日付市民メール（事実証明書④3月14日付市民メール）において、その旨指摘・質問し、上記のような現状に見合った契約内容とするよう改善要望を申し上げたが取り上げてもらえず、令和7年度においても上記のとおり芝生がないにも拘わらず「芝刈工」という誤った業務委託工事が契約・締結されている。

市の見解としては、芝生がほぼ消滅し雑草に覆いつくされていることについて、その現状を認識しているが、一の宮井筋緑道の供用開始当初から工事種類を芝刈工とし契約・実施しており、芝生が消滅して現況が変わって実際に実施しているのが草刈工事となったとしても、前例踏襲の考えから工事種類を変えずに、市の都合の良い解釈として芝刈工を草刈工と単純に読み替えて、ハンドガイド式草刈り機を使用せず代替えの片掛式草刈り機で年間5回の回数だけ帳尻合わせとして実施されれば問題がないということなのか。

上記業務委託契約では草生の部分については草刈工・除草工が年間3回で契約されており、現実には芝生がほとんどなく、ほぼ雑草に覆いつくされている状態の芝刈工対象箇所は、もはや単に雑草のみが繁茂している状況と同一であり、当初芝刈工とされていたその部分だけ刈高を揃える目的としての芝刈工を年5回も実施する合理的な理由はない。

また、上記メールの回答では、何の説明（根拠も示さず）もなくハンドガイド草刈り機を使用しての契約工事を片掛式草刈り機を使用しても問題ないと結論付けられているが、現地の状況からは芝生自体がないし、地面も平らでなく不陸だらけ（でこぼこ）なのでハンドガイド草刈り機を使用して刈高をを揃えられる状況になく、実際は明らかに片掛式草刈り機しか使用できないのであるから、「読み替えて実施すれば問題ない」と主張するのではなく、片掛式草刈り機での作業がスタンダードとなっているので、当初から片掛式草刈り機での作業で積算・契約すべきであり、いつまでもわざわざ読み替えが必要な作業

種類で契約を締結し続けることは合理的ではない。

地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されている。

また、同第16項には「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定されている。

従って、上記のように実際に実施されているのが草刈工であり、芝生がないことを知りながら芝刈工を発注することはこれらの規定に反する（虚偽）ことになり、契約内容が実際の状況と一致していないため契約の適正性に問題があり違法行為に該当する可能性が高い。

さらに、存在しないもの（芝生）を対象にした契約は倫理的に問題（錯誤）であり、特に行政を司る地方公共団体としてはより高い倫理感が求められることから、明らかに不当な契約であると言わざるを得ない。

(4) 一宮市に生じている損害

(3)において工事代価（1回当たり）について考えてみると、一宮市の契約上の正確な金額は判らないが、①草刈工と②芝刈工の工事単価（㎡当たり）を比較してみれば、一般的に工事単価は手間賃と機械損料・燃料等から算出されるものであり、ハンドガイド草刈り機と片掛式草刈り機とを比較すればハンドガイド草刈り機の方が工事単価が高くなるのは明白である。

また、仮に②芝刈工の工事単価が安価だとしても、実施回数は芝刈工（5回/年）に対し③草刈工は（3回/年）であり実施回数から考えても工事全体価格は②草刈工の方が安価となる。

つまり、芝生部とされている区域について、芝生がほぼ消滅しており雑草に覆いつくされている現況においては、刈高を特記仕様書に記載されている「30ミリ以下」に刈ってまでして芝生を一定の高さで綺麗に生え揃っている状態にして維持管理していく必要性はない。そうであれば、単に雑草が繁茂しているだけの部分と作業内容は全く同じ草刈工であり、刈高はできるだけ短くした方が効率的である。つまり、芝生を一定の高さで綺麗に生え揃っている状態にして維持管理していくために芝刈工は年5回実施する必要があるものであり、現状、草刈工対象区域と同様な状況にある芝刈工対象区域も草刈工を年3回することが合理的である。

市の職員は「芝刈工を草刈工と解釈して単純に読み替えて実施すれば問題ない」と言うが、仮に読み替えて実施するにしても、同一の契約において草刈工は3回/年で契約されており、その回数が合理的な回数となる。前述したとおり芝刈工の対象区域も、雑草が繁茂している草刈工対象区域と現況は同一であるから、草刈工が3回/年で問題ないのなら、草刈工と同じことをすることとなる芝刈工も3回/年として契約・発注することが合理的であり辻褄が合う。だとすれば、芝刈工5回/年の内2回/年は余剰であり、その差分の損害が生じている。

なお、芝刈工及び草刈工の工事単価（価格）については、情報公開した資料には開示されておらず、具体的な損害を算出して明らかにして示すことは不可能である。

(5) 求める措置

令和7年度の上記契約において、現況に合っていない不適切な芝刈工となっている部分の契約内容の是正措置（ハンドガイド草刈り機による芝刈

工 5 回/年を片掛式草刈り機による草刈工 3 回/年又は芝刈工 3 回/年とする設計変更等)。

(6) 事実証明書 (添付資料)

① 「公緑委託第 4 2 2 号 北高井緑道ほか 8 緑道等除草清掃等管理業務委託」契約番号「5 0 6 2 0 0 0 0 7 0」号 委託契約書 (抜粋・写)

② ア 芝生が生えていないことを証する写真 (令和 7 年 5 月 1 0 日)
(補足資料: 上記 DVD 動画)

イ 芝生が生えていないことを証する^{写真}動画 (令和 7 年 5 月 1 0 日)
(補足資料: 上記 DVD 動画)

※ ア・イの動画の区域については別紙参照

③ 「芝生の手入れ」 (AI が作成がした)

④ 令和 7 年 3 月 1 4 日付市民メール (添付写真を含む)

⑤ 令和 7 年 3 月 3 1 日付市民メールに対する回答 (添付写真を含む)

3 請求者

住 所 一宮市

氏 名 ...

上記地方自治法第 2 4 2 条第 1 項により, 別紙事実証明書を添付し必要な措置を請求します。

令和 7 年 9 月 26 日

一宮市監査委員 御中

